

京都府立高等学校をめざすみなさんへ

府立高等学校に入学した年度に必要な経費は、学校により多少異なりますが、ほぼ次のようになります。2年次以降は、【授業料】（または【受講料】）、【諸費】、【教科書類】が必要となります。

全日制課程

【入学料】	5,650円	
【授業料】	115,200円	(年間3回の分割)
【諸費】	約16,000円～30,000円	(年間2回の分割)
【制服類】	約35,000円～60,000円	
【体操服類】	約13,000円～19,000円	
【教科書類】	約12,000円～21,000円	

定時制課程

【入学料】	980円	
【授業料】	14,400円	(年間3回の分割)
【諸費】	約5,000円～20,000円	
【教科書類】	約5,000円	

通信制課程

【入学料】	450円	
【受講料】	約4,000円	(1単位につき170円、例えば1年生次で24単位に登録した場合)
【諸費】	約2,000円	
【教科書類】	約13,000円～14,000円	

※尚、【入学料】、【授業料】、【受講料】の金額は、平成19年度分です。

外国人の生活相談

(財) 京都府国際センター 075-342-0088

へいせい ねん ど しゅう しゅうがくおよ しんがく しゅうしょく
平成19年度 就・修学及び進学・就職を
し えん えん ご せい ど いち らん
支援するための援護制度一覧

きょう と 府
京 都 府
きょう いく い いん かい
京 都 府 教 育 委 員 会

目 次

はじめに.....	1
京都府援護制度担当機関一覧.....	2
第1編 乳・幼児のために	
1 母子家庭奨学金等.....	5
2 私立幼稚園保育料軽減補助金.....	6
3 交通遺児奨学金等.....	7
4 幼稚園就園奨励事業.....	8
第2編 小学生のために	
1 就学援助事業（要保護・準要保護世帯分）.....	11
2 就学奨励費（特別支援学級児童分）.....	12
3 生活保護法による扶助費.....	13
4 修学旅行援助金.....	14
5 母子家庭奨学金等.....	15
6 交通遺児奨学金等.....	16
7 外国人学校在学者への修学援助費.....	17
8 母子福祉資金貸付金.....	18
第3編 中学生のために	
1 就学援助事業（要保護・準要保護世帯分）.....	21
2 就学奨励費（特別支援学級生徒分）.....	22
3 生活保護法による扶助費.....	23
4 修学旅行援助金.....	24
5 母子家庭奨学金等.....	25
6 交通遺児奨学金等.....	26
7 外国人学校在学者への修学援助費.....	27
8 母子福祉資金貸付金.....	28
第4編 中学校卒業生のために	
1 技能修得資金・入所支度金.....	31
2 生活保護法による技能修得費・就職支度費.....	32
3 職業訓練支援制度.....	33
4 障害者等職場適応訓練手当.....	34
5 母子福祉資金貸付金.....	35
6 技能者育成資金.....	36
7 看護師等修学資金.....	37

第5編 高校生・高等専門学校生等のために

1	生活保護法による高校就学扶助	41
2	府立高等学校授業料減免	42
3	高等学校奨学金（生活保護世帯及び非課税世帯）	43
4	京都府内外の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金	44
5	過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金	45
6	母子家庭奨学金等	46
7	交通遺児奨学金等	47
8	私立高等専修学校生徒奨学補助金	48
9	定時制及び通信制課程教科書給与	49
10	定時制及び通信制課程修学奨励金	50
11	母子福祉資金貸付金	51
12	生活福祉資金貸付金（修学資金）	52
13	高校生等修学支援事業（修学金）	53
14	高校生等修学支援事業（修学支度金）	54
15	独立行政法人日本学生支援機構奨学金	55

第6編 高校卒業生のために

1	生活保護法による就職支度費	59
2	技能修得資金・入所支度金	60
3	職業訓練支援制度	61
4	障害者等職場適応訓練手当	62
5	技能者育成資金	63
6	看護師等修学資金	64
7	母子福祉資金貸付金	65～66
8	生活福祉資金貸付金（修学資金）	67
9	独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第一種〕	68
10	独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第二種〕	69

第7編 特別支援学校児童・生徒のために

1	就学奨励費	73～74
2	高校生等修学支援事業（修学金）	75
3	高校生等修学支援事業（修学支度金）	76

※平成19年4月から盲・聾・養護学校は、学校の種別としては、特別支援学校になりました。また、障害児学級は特別支援学級に名称変更されました。

はじめに

人権尊重が国際的に大きな潮流となり、京都府においても、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現する取組が進められています。

「もっと学びたい」、「〇〇の資格のとれる学校に行きたい」、「好きな仕事に就きたい」、……こうした願いを実現するための権利が、誰にでも保障されなければなりません。

そこで、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能修得や就職が実現できないということが生じないように、各種の援護制度を設けています。この制度は、日本国憲法第97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように、みなさんの先輩の努力により作りあげられてきたものです。

希望する人は、保護者の方や学校の先生などによく相談して、これらの制度を積極的に活用し、自らの将来を切りひらくとともに、お互いの人権が尊重し合える社会を築くためにがんばってください。

- ◆ これらの諸制度のほかに、京都市や他の市町村でも独自に行っているものがありますから、進んで問い合わせてください。
- ◆ よくわからないところは、市町村教育委員会や市の福祉事務所、町村役場の福祉担当窓口、または次のページの援護制度担当機関へ問い合わせてください。
- ◆ 市町村によっては、申込先が異なる場合があります。
- ◆ それぞれの項目の内容は、一部変更される場合があります。

きょうと ふえんでせいどたんとうきかんいちらん 京都府援護制度担当機関一覧

■ きょうと ふ ちやう 京都府庁

きやういくちやうし どう ぶ 教育庁指導部	かつこうきやういく か 学校教育課	075-414-5831	ふ みんろうどう ぶ 府民労働部	のうひくかいほつ か 能力開発課	075-414-5105
//	とくべつ しえんきやういく か 特別支援教育課	075-414-5835	ほ げんふく し ぶ 保健福祉部	い りやうしつ 医療室	075-414-4746
//	こうこうきやういく か 高校教育課	075-414-5846	//	せいかつふく し しつ 生活福祉室	075-414-4557
そう ぶ ぶ 総務部	ぶんきやう か 文教課	075-414-4520	//	// (母子担当)	075-414-4585
き かくかんきやう ぶ 企画環境部	こうつうたいさく か 交通対策課	075-414-4367	きやういくちやうし どう ぶ 教育庁指導部	じんげんきやういくしつ 人権教育室	075-414-5822

■ ち ほう き かん 地方機関

きやういくきやう 教育局	075-933-5130	ちやうたんきやういくきやう 中丹教育局	0773-42-1200
おとくにきやういくきやう 乙訓教育局	0774-62-0008	たん こ きやういくきやう 丹後教育局	0772-22-2175
やましろうきやういくきやう 山城教育局	0771-62-0304		
なんたんきやういくきやう 南丹教育局			

広域振興局 (こういきしんこうきやう) ・ 保健所 (ほけんしよ)				所管市町村 (しよかんしちやうそん)
やましろうきやういくしんこうきやう 山城広域振興局	0774-21-2101	おとくに ほ けんしよ 乙訓保健所	075-933-1151	向日市 (むこうし)
		やましろうきた ほ けんしよ 山城北保健所	0774-21-2191	長岡京市 (ながおかきやうし)
		やましろうきた ほ けんしよ つづ き ぶんしつ 山城北保健所 綴喜分室	0774-63-5745	大山崎町 (おおよまざきちやう)
		やましろうみなみ ほ けんしよ 山城南保健所	0774-72-4300	宇治市 (うじし)
	0771-22-0422	なんたん ほ けんしよ 南丹保健所	0771-62-4751	城陽市 (じやうやうし)
				久御山町 (くみやまちやう)
				八幡市 (やわたし)
				京田辺市 (きやうたなべし)
	0773-62-2500	ちやうたんにし ほ けんしよ 中丹西保健所	0773-22-5776 0773-75-0805	井手町 (いでちやう)
				宇治田原町 (うじたわらちやう)
	0772-62-4301	たん こ ほ けんしよ 丹後保健所	0772-62-0361	木津川市 (きづがわし)
				笠置町 (かさざちやう)
				和束町 (わづかちやう)
				精華町 (せいかちやう)
なんたんこういきしんこうきやう 南丹広域振興局	0771-22-0422	なんたん ほ けんしよ 南丹保健所	0771-62-4751	南山城村 (みなみやましるむら)
				亀岡市 (かめおかし)
				南丹市 (なんたんし)
				京丹波町 (きやうたんばちやう)
ちやうたんこういきしんこうきやう 中丹広域振興局	0773-62-2500	ちやうたんにし ほ けんしよ 中丹西保健所	0773-22-5776 0773-75-0805	福知山市 (ふくちやまし)
				綾部市 (あやべし)
				舞鶴市 (まいづるし)
				宮津市 (みやづし)
たん こ こういきしんこうきやう 丹後広域振興局	0772-62-4301	たん こ ほ けんしよ 丹後保健所	0772-62-0361	京丹後市 (きやうたんどし)
				与謝野町 (よさのちやう)
				伊根町 (いねちやう)

第1編 ^{にゅう}乳・^{ようじ}幼児のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)	府保健所	5
私立幼稚園保育料軽減補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日(満3歳児は1月始業日)現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者	私立幼稚園	6
交通遺児奨学金等	支給	府内(京都市含む。)に居住する交通事故により親等を失った乳・幼児	府交通対策課、府広域振興局	7
幼稚園就園奨励事業	減免 (給付)	1 公立幼稚園 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯 2 私立幼稚園 ①生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯 ③市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯 ④市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	市町村教育委員会(幼稚園)	8

【乳・幼児のために】

よび名（母子家庭奨学金等）

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）			
支給額	11,000円（年額）			
申請時期及び支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支給日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
申込先と問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、保健福祉部生活福祉室（母子・父子支援担当） （TEL 075-414-4585）			
備 考	毎年度申請が必要です。			

【乳・幼児のために】

よび名（私立幼稚園保育料軽減補助金）

事 業 名	私立幼稚園保育料軽減補助金
事業主体	京都府
趣 旨 ・ 目 的	私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担軽減と幼児教育の振興を図る。
貸 与 ・ 支 給	支 給
対 象 者	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日（満3歳児は1月始業日）現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者
支 給 額	年間17,000円 ただし、負担する保育料が年額17,000円に満たない場合はその額
申 請 時 期	(3歳児、4歳児、5歳児) 9月～10月頃 (満3歳児) 12月～翌年1月頃
申 請 書 類	申請書、所得を証明する書類
支 給 時 期	(3歳児、4歳児、5歳児) 12月～翌年1月頃 (満3歳児) 3月頃
併 給	
申 込 先	私立幼稚園
担 当 課	総務部文教課 (TEL 075-414-4520)
備 考	